

## 評価細目の第三者評価結果

## 評価対象 I 保育の理念

## 1 子どもの最善の利益の考慮

	第三者評価結果
I-1 理念が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-2 理念に基づく基本方針が明文化されている。	Ⓐ・b・c
I-3 理念や基本方針が職員に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-4 理念や基本方針が保護者や地域の住民、関係機関等に周知されている。	Ⓐ・b・c
I-5 一人ひとりの子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	Ⓐ・b・c

## 評価所見

公立保育園を民営化し、定員を 80 名に増やして平成 24 年 4 月に開設した保育園である。町内で 50 年の幼稚園経営の実績がある学校法人と連携することにより、幼稚園のノウハウを活かした幼児教育を推進している。また、姉妹園である蓼沼保育園を加えた 3 園での交流を大切にし、多くの出会いや体験を通して、自主性や自立心、が健やかに育まれていくことを目指している。

保育理念は民営化にあたり公立の時の理念も取り入れながら、「自主性に富んだ健康で心豊かな明るい子」をモットーに「しつけと情操教育」に重きを置いた理念を掲げ、「保育の目標を達成するため、全職員が自覚と責任と使命感を持ち共通理解の下に協力し保育の向上に努める」等の基本方針が定められている。また子どもたちにも理解しやすいように、やさしい言葉で思いやりや感謝の気持ちを謳った 7 つの保育目標を定め、紙芝居を使って子どもたちにわかりやすく伝えている。

全職員に保育マニュアルを配布し、採用時に理念についての研修を行っている。年度末に保育士の自己評価を行い、理念や基本方針について理解が浸透しきれていない傾向がみられた場合にはマニュアルを使用した研修を実施して再確認を行うなど、十分な理解を促すための取り組みを行っている。保育目標が職員通用口に掲示されていたものの、法人理念や保育理念、基本方針に関する掲示物は見当たらなかった。法人や施設運営の柱となる理念や基本方針を常日頃から意識していくことも重要であり、職員や保護者の目に付きやすい場所に掲示するなどしてさらに浸透を図る工夫を期待したい。

保護者には入園時に「入園のしおり」を、進級時には「進級のしおり」を配布し説明して周知を図っている。地域への理念の発信は、ホームページへの掲載、「見学のしおり」や町の保育所一覧簿への掲載、役場の受付にパンフレットを置くなどして周知を図っている。

一人ひとりの子供を尊重した保育の考え方は計画の中にも位置づけられ、国や文化の違いを理解し合い、互いを尊重する心を育てる取り組みが行われている。4 月には「子どもの権利条約」や「児童憲章」から子どものプライバシーや権利擁護に関する園内研修が行われ、職員の共通理解と意識向上を図っている。

## 評価対象Ⅱ 子どもの発達援助

### 1 子どもの福祉を増進することに最もふさわしい生活の場

	第三者評価結果
Ⅱ-1 子どもの健康管理は、子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	㉠・b・c
Ⅱ-2 食事を楽しむことができる工夫をしている。	㉠・b・c
Ⅱ-3 乳幼児にふさわしい食生活が展開されるよう、食事について見直しや改善をしている。	㉠・b・c
Ⅱ-4 健康診断・歯科検診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	㉠・b・c

#### 評価所見

「子どもの健康と安全計画」を4期に分けて作成し健康保持に努めると共に、保護者からの情報を得ながら、一人ひとりの健康状態を日々把握し保育している。体調のすぐれない子に対しては常勤の看護師が助言したりして柔軟に対応している。また、乳児、1・2歳児クラスにおいては、視診・検温等を健康チェック表に記録し健康管理に努めている。

0歳児から5歳児までの「年齢別食育計画」や「上三川町食育推進計画」に基づき、食に関する関心や食生活の基本が身に着く様な取り組みが行われている。庭のプランターで野菜を栽培し、収穫したものは昼食やおやつ食材として利用される等、子ども達は、目に見える豊かな経験をしている。なお、おやつは、毎日手づくりのものが提供されている。食事は保育室だけに限らず、気候に応じてテラスなどでとるスタイルも取り入れられ、音楽を流したり友だちや保育士と一緒に食事したりと、楽しい雰囲気の中で食事をしている様子が窺える。

給食業務については外部委託されている。調理員は、行事食提供の際は幼児組で配膳給食を実施したり子どもと一緒に食事したりする機会を持ち、子ども達の様子の把握に努めている。また、月末に保育士・調理員・栄養士等が参加して開催される給食会議では、園長や保育士による検食記録簿や調理員による残食記録簿を基に給食内容や子ども達の摂食状況について話し合わせ、栄養士が担当する翌月の献立作成に反映できる仕組みが構築されている。食事提供前の検食のあり方について、検食簿には単に「おいしかった」という記載も多く見られたため、調理が適切に行われているか、量や味付け、香り、色彩等が適切かなどを記録に残し、積極的に活用することが期待される。

健康診断や歯科健診の結果については個々の保護者に報告し、職員間で情報共有し、保育に活かしている。3歳以上児には、虫歯予防の一環として食後の歯磨きを取り入れ、パペットや紙芝居・エプロンシアター等を利用して歯磨きの大切さを繰り返し指導している。

### 2 生活と発達の連続性

	第三者評価結果
Ⅱ-5 子ども一人ひとりを受容し、理解を深めて働きかけや援助が行われている。	㉠・b・c
Ⅱ-6 障害のある子どもが安心して生活できる保育環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	a・㉠・c
Ⅱ-7 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法が配慮されている。	㉠・b・c
Ⅱ-8 事業所の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	㉠・b・c

#### 評価所見

保育課程に示されている子ども一人ひとりを理解し受容するための取り組みとして、3歳未満児については個別指導計画を作成し、きめ細やかな関わりや援助に努めている。3歳以上児については個別計画を作成していないものの、個々のケースについて職員会議の場で話し合わせ、関わり方や援助の仕方等について職員間で共有し保育に反映させている。スキンシップを大切にすると共に、子どもへの言葉かけについては、穏やかな言葉遣いで対応するよう心掛けている。現在は発達障害児として認定されている子は在園していないが、特に個別に対応が必要かと思われる子どもに対しては、保護者や下野市こども発達支援センターなどと連携して育ちを援助しており、月末に個別ケース検討会議を持ち、職員の共通理解や周知に取り組んでいる。また、軽度発達障害児の園での過ごし方や保育士の対応等については「保育マニュアル」に示されており、子どもの発達状況や保護者への理解を深めるための職員共通の学びの場が設けられている。一方で、保護者アンケートでは、発達障害児に関する保育園の姿勢などが保護者に理解されていない様子も窺われるため、保護者の理解の下に「気になる子」への支援が適切に行えるよう、情報発信を強めることが期待される。

朝夕の保育は玄関隣の「一時預かり保育室」で実施されており、家庭的に寛げるように子どもの人数に応じて折りたたみ式のカーペットが用意されている。また、朝夕の送迎時には、玄関ホールに職員1名を毎日交代で配置し、園児と保護者が安心して登降園できるよう対応している。保護者と保育園間の伝達や連絡には、マニュアル化された引継ぎ方法に基づき、連絡ノートを使用し、日々連携が図られている。

保育サービスや保育所の変更にあたっては、保護者の同意を得て情報提供や情報開示をしている。また、保育マニュアルに基づき、保育園独自の「ゆずり葉」（今までの成長発達記録や思い出等を記載するメッセージカード）を作成し保護者に贈っている。その中には、転園や卒園後も保護者からの相談に応じる窓口を設置している旨が記載されており、実際に相談を受けたケースもある。

### 3 養護と教育の一体的展開

	第三者評価結果
II-9 保育所の保育の方針や目標に基づき、発達過程を踏まえ、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に即した保育課程を編成している。	(a)・b・c
II-10 定められた手順に従ってアセスメントを行っている。	(a)・b・c
II-11 指導計画を適切に作成している。	(a)・b・c
II-12 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	(a)・b・c
II-13 保護者の関わりや子どもの活動等について理念や方針にのっとった方法が文書化され保育が提供されている。	(a)・b・c
II-14 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	(a)・b・c
II-15 一人ひとりの子どもに関する保育・保育サービス実施状況の記録が適切に行われている。	(a)・b・c
II-16 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	(a)・b・c
II-17 一人ひとりの子どもの状況等に関する情報を職員間で共有化している。	(a)・b・c
II-18 乳児保育のための適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c
II-19 1・2歳児の保育において養護と教育の一体的展開がされるような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	(a)・b・c

II-20 3歳以上児の保育において養護と教育の一体的展開がされているような適切な環境が整備され、保育の内容や方法に配慮されている。	㉠・b・c
II-21 小学校との連携や就学を見通した計画に基づいて、保育の内容や方法、保護者とのかかわりに配慮されている。	㉠・b・c

### 評価所見

保育課程は、保育所保育指針を基に、子ども達が置かれている背景や地域の実態を把握した上で編成されている。創立から1年後には、保育の自己評価や保護者アンケート結果に基づき、休日保育運営についての見直しを実施し、改定されている。

子どもや保護者の身体状況や、生活状況等は統一した様式によって把握し記録されている。年度末には「保育園マニュアル」や「保育マニュアル」に明記されている手順に基づきアセスメントが行われている。アセスメントには、必要に応じて町役場の担当者や民生委員等の関係者と意見交換する仕組みが出来ている。

「保育園マニュアル」の中に、保育課程を基に年間指導計画や月間指導計画（案）の作成手順についての体制が明記され、それに基づき作成されている。特に3歳未満児の月間指導計画においては、一人ひとりの子どもの発達過程や状況に即して個別に作成し、保育に反映させている。

指導計画は、PDCAのサイクルで実施・評価・検討が定期的に行われる仕組みが構築されており、個別の指導計画の見直しについては、保護者と連携しながら進められている。

0歳児から5歳児までの保育についての標準的な実施方法が「保育園マニュアル」や「保育マニュアル」に具体的に明記されている。全職員に文書を配布し、安全性を含めた共通の認識を持って保育にあたるよう努めている。

標準的な実施方法の見直しは、職員による自己評価や保護者からの意見や提案を基に実施されている。創立1年後には、乳児の発達に関する保護者支援の見直しがされている。

一人ひとりの子どもの発達状況、保育目標、生活状況については児童票に記録されており、職員により差異が生じないよう「保育マニュアル」に記載内容や方法が明記されている。園長や主任保育士が定期的に確認する中で、必要に応じて具体的な指導をすることもある。子どもに関する情報は会議等の場で全職員に周知されている。

子どもに関する記録管理は、「記録の管理（保管・保存・廃棄）に関する規程」「プライバシー及び守秘義務規定」に基づき行われている。ブログを活用し、保育に関する様子を広く発信しているが、写真掲載については個人情報保護の観点から、入園当初に保護者から口頭で同意を得ている。

子どもやその保護者に関して、保育や支援方法を検討するための個別ケース検討会議を定期的かつ必要に応じて実施し、職員間で情報を共有し保育に反映する仕組みが出来ている。

乳児保育にあたっては、家庭や園での様子を細かく知らせ合える複写式の連絡ノートを使用し、保護者との綿密な連携が図られている。また、看護師が配置され、健康状態の適切な判断に基づき保健的な対応が出来る体制が整っていると共に、健康チェック表を用いて視診・検温を記録保存している。明るい保育室は衛生的に保たれ、遊び・睡眠・食事の場がたっぷり確保されており、安全な環境の中で子ども一人ひとりの生活リズムに応じた援助が出来るようになっていく。

1・2歳児の保育においては、連絡ノートや、伝達し合うことで保護者と連携し、日常の心身の健康観察を積極的に行うなど保健的な配慮をしている。自我が発達し自己主張が強くなり、好きな絵本をとり合う場面が見られたが、保育士は子どもの気持ちを受け止めようと成り行きを見守る姿が見受けられた。また、子どもの基本的な生活習慣が次第に身につくよう、優しく言葉をかけながら自発的な活動を促す様子が窺えた。

3歳以上児の保育においては、年齢の発達の特徴を踏まえ意欲的に活動しバランスの良い育ちが出来るよう5領域を意識して指導計画を立案している。専門の指導者による「体育教室」を開園当初より週1回実施しており、集団の中でのルール・集中力等が身につくよう、怪我も少なく成果が見られる。また、平成26年度から外国人教師による遊びを通じた「英語教室」

を実施している。

5 歳児の指導計画の中には、就学に向けて個々に応じた生活面・教育面双方での援助が位置づけられている。小学生が手づくり玩具を持って保育園を訪ねて園児と交流したり、保育者は小学校教員と話し合いの場を持ったり児童保育要録を作成したりして、生活や学びを繋げられるよう取り組んでいる。また、就学前の準備として、平成 26 年度より体験型学習プログラム「のびるば」を活用し、遊びながら学ぶ体験を通して言葉への興味や、数・図形への関心を膨らませる取り組みを始めた。保護者が小学校以降の子どもの生活について見通しが持てるよう、プログラムを活用した親子遊びを保育参観に実施したり、元小学校校長の講話を聞く場を設けたり、卒園間近には個別相談に応じたりしている。

#### 4 環境を通して行う保育

	第三者評価結果
II-2 2 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-2 3 子どもが基本的な生活習慣を身につけ、積極的に身体的な活動ができるような環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-2 4 子どもが主体的に活動し、様々な人間関係や友だちとの協同的な体験ができるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-2 5 子どもが主体的に身近な自然や社会とかわかれるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c
II-2 6 子どもが言葉豊かな言語環境に触れたり、様々な表現活動が自由に体験できるような人的・物的環境が整備されている。	Ⓐ・b・c

#### 評価所見

全園児が出入りする吹きぬけ玄関ホールを中心に L 字型に 3 歳未満児保育室と 3 歳以上児保育室が左右に広がっている。木を基調とした温かみのある園舎で、保育室や遊戯室は天井が高く明るい。全館床暖房・冷房設備が設置され、園庭には大型固定遊具・築山・砂場・乳児専用遊具コーナー・樹木が数本あり、室内外共に子ども達はのびのびと遊び、心地よく過ごせる環境にある。「保育環境マニュアル」が策定され、保育室には家庭的な雰囲気が味わえるような手づくりの椅子やコーナー仕切りなどが用意されている。事務室の壁際の小さなテーブルには園長による動く手づくりおもちゃ等が置いてあり、子ども達に落ち着いて寛げる場所として提供されている。

個別的に立案された月の指導計画を基に、食事・排泄・睡眠・着脱・清潔などの基本的習慣が確立できるよう子どもの気持ちを大切にしながら取り組んでいる。また、デイリープログラムの午前と午後の自由遊びには、十分に体を動かすことができるよう戸外で活動する時間がたっぷり確保されている。

子どもが主体的に遊べるよう発達や興味関心に応じた遊具や玩具が用意されており、3 歳以上のクラスでは自分が自由に素材や用具などを選んで遊べるような環境にある。朝夕の延長保育時間帯や散歩・集団遊び等を通して異年齢児と関わる機会を多く設け、その中で、年少の子への思いやりや関わり方・ルール等を考えながら学べるよう働きかけている。散歩では、近隣の馴染みのお年寄りが声を掛けてくるなど、地域の方との自然な関わりを持つ機会も多い。また、鯉のぼりや七夕・ひな飾り等の制作は共同で工夫して取り組み、仕上がった大きな作品は玄関ホールの天井から展示されている。

田園風景が広がっている環境にあり、保護者が提供してくれた沢ガニやメダカ・ドジョウ・カブトムシ・クワガタなどの小動物が玄関ホールや事務室で飼われている。登園時、沢ガニに興味を示す子どもの姿を見受けたが、飼育ケースをクラスに持って行き皆で観察できるようなルールが出来ている。また、町立図書館や上三川城址公園などの地域資源やルールを示したお散歩マップを作成し、園外活動を積極的に取り入れている。事前に予約して、図書館の視聴覚ルームを利用することもある。正月には近くの神社への初詣、夏まつりには「上三川音頭」を

踊る等、地域の伝統行事を保育に取り入れている。

絵本の読み聞かせや紙芝居などをいろいろな場面で積極的に取り入れている。5歳児保育室の出入り口ドアの左右には「みぎ」「ひだり」と書かれた紙が貼ってあり、自然な形で文字が示されている。季節の歌やリトミック・さまざまな表現遊びが保育に取り入れられ、運動会・発表会・保育参観等の場で発表する機会がある。いろいろな素材を使って制作した作品は、各保育室や廊下等に展示できるようスペースが確保されている。

## 評価対象Ⅲ 保護者に対する支援

### 1 家庭との緊密な連携

	第三者評価結果
Ⅲ-1 子どもの食生活を充実させるために、家庭と連携している。	①・b・c
Ⅲ-2 家庭と子どもの保育が密接に関連した保護者支援を行っている。	①・b・c
Ⅲ-3 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者との共通の理解を得るための機会を設けている。	①・b・c
Ⅲ-4 虐待に対応できる保育所内の体制の下、不適切な養育や虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見及び虐待の予防に努めている。	①・b・c

#### 評価所見

上三川町食育推進計画が策定され、町を挙げて食育推進に取り組んでいる。保育園では、望ましい食習慣の定着や心身の健全育成を図り、年間食育計画を作成し、その下に月間指導計画（案）で食育目標を設定することにより、食育を推進している。毎月発行される栄養士作成の給食新聞には、主食である御飯の栄養バランスの話や正しいお茶碗やお箸の持ち方、虫歯予防の取り組みや食育のすすめとして乳幼児期における食習慣の大切さを掲載するなど、様々な情報を保護者に伝えている。また連絡ノートを用い家庭での食事状況を把握し、食の細かい子に対しては保護者の了解を得て初めから量を少なめにすることで食べ切れるようにしたりする等、子どもの状況に応じた対応をしている。当日の給食のサンプルが玄関先に掲示され献立の内容や量が保護者に解るよう伝えている。必要に応じて栄養士同席の発達相談を実施し病児食や肥満防止のための食事の指導を行っている。食材に使われる地元で採れた野菜等は、放射性物質の測定を行って保護者に安心してもらうなどの取り組みも行っている。

送迎の際の視診や聞き取りと連絡ノートを用いて保護者との情報共有を図っている。園からの連絡はお便りポーチを利用して保護者に伝え、メールでの連絡も行っている。個別に口頭で伝えたい事柄は伝達メモで引き継ぎノートに記入し、迎えの担当職員が保護者に伝えたらチェックを入れ伝え漏れのないようにしている。園のブログで子どもたちの様子を伝えており、常に更新されるため、七夕や誕生会、プール遊び等最新の園での様子がよく分かるようになっていく。

個別の発達相談は必要性のある子について月に数ケース行われ、園内と園外で行われるケースがあり外部発達相談には保育士が同行している。6月に行われた3、4、5才児を対象とした保育参観では、親子体操や親子制作、親子学習など参加型の保育参観を行っている他、教育講話を実施するなど、共通理解を深める取り組みが行われている。日常の保育の様子を知りたいという保護者からの意見も見受けられるので、3歳未満児も対象に保護者の保育参加を実施するなど、保護者が保育の意図を理解し、子どもの発達や子育てをともに考える機会づくりの工夫を期待したい。

虐待対応については虐待対応マニュアルが整備され、それによる研修会を実施し虐待の早期発見と予防に努めている。実際に虐待が疑われたケースでは、必要な関係機関と連携し対応している。

## 2 地域における子育て支援

	第三者評価結果
Ⅲ-5 子どもと地域とのかかわりを大切にしている。	a・(b)・c
Ⅲ-6 地域の福祉ニーズを把握している。	(a)・b・c
Ⅲ-7 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	(a)・b・c
Ⅲ-8 事業所が有する機能を地域に還元している。	a・(b)・c
Ⅲ-9 必要な社会資源を明確にしている。	(a)・b・c
Ⅲ-10 ボランティア受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	(a)・b・c
Ⅲ-11 関係機関等との連携が適切に行われている。	(a)・b・c
Ⅲ-12 利用希望者に対して選択に必要な情報を提供している。	(a)・b・c
Ⅲ-13 保育・保育サービスの開始にあたり保護者等に説明し同意を得ている。	(a)・b・c

### 評価所見

核家族世帯が多い地域であり、祖父母は離れて暮らしているケースも多いものの、近くの昔ながらのお店屋さんには高齢者の方々が集まっておしゃべりを楽しんでおり、子ども達の散歩の行き帰りには必ずそこへ立ち寄って世代間交流の機会としている。民生委員からの紹介で地域の方から7段飾りのお雛様を譲り受け、ひな祭りの時期には玄関に飾られ子どもたちを楽しませた。スーパーやコンビニに子どもたちの絵を展示したり、町立図書館の利用や近隣の神社への初詣の参拝などを行ったりしている。一方で、保育園の側から主体的に働きかけて、子どもと地域住民が交流を深め、子どもが社会体験の場を広げる機会を増やすという点では、さらに工夫の余地があるものと感じられた。園行事に積極的に近隣住民の参加を促したり、自治会や住民団体、ボランティア、企業等との交流機会を定期的に企画したりするなど、地域への働きかけの強化が期待される。

福祉ニーズの把握はアンケート調査や系列の幼稚園や保育園との会議、私立幼稚園園長会議、子ども子育て会議、発達相談や園庭開放、ホームページを利用した意見の取り込み、民生委員からの情報収集など幅広くニーズ把握に努めている。把握されたニーズは、中長期事業計画で示され、園庭開放や子育て相談、一時預かり保育や休日保育の実施等に活かされている。園庭開放や子育て相談は、通常、月曜から金曜の午前9時から12時まで受け付けており、利用されている。必要に応じて改善計画が作成され休日保育の利用時間が一時間延長されるなどニーズに応じた取り組みを行っている。

園の機能を地域に開放・提供する取り組みとしては、園庭開放や子育て相談・一時預かり保育を行っており、ホームページや関係機関と連携し情報を地域に発信している。近くに上三川町子育て支援センターがあり、子育て相談、育児講座等、様々なイベントを実施しているほか、自治会ごとに児童館で子育てサロンなども実施されていることもあり、園独自に子育て支援の企画を実施するのではなく、保護者等に対してイベント情報等を積極的に案内するよう努めている。

関係機関連絡先が事務所に掲示され、保育マニュアルの中に各事案に応じて社会資源の活用や、地域の関係機関との連携・連絡方法が示されており、職員間で情報の共有化が図られている。

ボランティア受け入れマニュアルが整備され、保育主任が窓口となりボランティアを受け入れている。高校生のサマーボランティア等の訪問があり子供たちとの交流が図られている。

関係機関との連携については要保護児童対策地域協議会への参加やその他必要な関係機関（医療機関、健康福祉課、子ども発達支援センター、小中学校、児童相談所、民生委員等）との連携が図られている。乳児保育園が近くにあり、そこから入園してくる子どももいるため、

保育士がお互いの保育園を行き来し情報交換を行っている。

保育サービス開始にあたり「入園のしおり」を使って、持ち物の大きさや名前の位置が具体的にわかるようにイラスト入りでわかりやすく説明している。その他成育歴や健康状態、発達状況を具体的に記入する様式を用いて子どもの状態を把握し、保護者の同意を得てから安心して利用が始められるようにしている。

## 評価対象Ⅳ 保育を支える組織的基盤

### 1 健康及び安全の実施体制

	第三者評価結果
Ⅳ-1 緊急時（事故、感染症の発生時など）における利用者の安全確保のための体制が整備されている。	㉠・b・c
Ⅳ-2 災害時に対する利用者の安全確保のための取組を行っている。	㉠・b・c
Ⅳ-3 子どもの安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	㉠・b・c
Ⅳ-4 アレルギー疾患、慢性疾患等をもつ子どもに対し、主治医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	㉠・b・c
Ⅳ-5 調理場、水周りなどの衛生管理が適切に実施され、食中毒等の発生時に対応できるような体制が整備されている。	㉠・b・c

#### 評価所見

開園に当たり、当初は木造園舎を計画していたところ、設計段階で東日本大震災が発生したことを受けて急遽鉄骨建築に変更したほか、必要な耐震措置を施して園舎が建築されている。

災害、事故、犯罪防止、救急救命、感染症対応等、各種のマニュアルが整備されており、子どもの安全確保のための体制が整備されている。災害対策マニュアルでは、東日本大震災の経験も踏まえて「再開後の心のケア」の項目を追加するなど、細かな配慮が行われている。

ヒヤリハット事例を記録に残し、毎回の職員会議で状況と対処方法について確認を行うとともに、園内の危険箇所をヒヤリハットマップに落として職員に注意を促す工夫も行われている。

毎年1回、アレルギーに関する職員研修を行い、必要な知識の見直しを行っている。

食品衛生・食中毒対応マニュアルをもとに、園長の指示下で手順の見直しや感染症対策を周知するなどし、予防と対応の体制を整えている。

### 2 職員の資質向上

	第三者評価結果
Ⅳ-6 保育・保育サービスの質について定期的に評価を行う体制を整備している。	㉠・b・c
Ⅳ-7 保育士等が主体的に自己評価に取り組み、保育の改善が図られている。	㉠・b・c
Ⅳ-8 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にし、改善策・改善実施計画を立て実施している。	㉠・b・c
Ⅳ-9 必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	㉠・b・c
Ⅳ-10 人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	a・㉠・c
Ⅳ-11 職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	㉠・b・c



IV-1 2 職員の福利厚生や健康の維持に積極的に取り組んでいる。	㉠・b・c
IV-1 3 職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	㉠・b・c
IV-1 4 個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	a・㉡・c
IV-1 5 定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	㉠・b・c
IV-1 6 実習生の受入れと育成について基本的な姿勢を明確にした体制を整備し、積極的な取組をしている。	㉠・b・c

#### 評価所見

保育の質の向上に向けたマネジメントシステムが構築されており、毎年度末に内部監査を実施し、自己評価・反省点に基づき改善計画を策定するなど、継続的な業務改善を実施するとともに、手順の明確化や文書・記録の整備が図られている。自己評価結果を踏まえ、例えば3歳未満児への支援方法を実態に沿った寄り添い方に変更するなど、保育課程やマニュアルの見直しを行ったり、職員の積極性を引き出すために外部研修への出席を強化したりと、毎年改善策を具体化して実行に移している。園全体の自己評価に「福祉サービス第三者評価基準」を活用するなどの工夫も行われている。保育士全員が自己評価表やチェックリストを用いて年1回、自らの保育実践を振り返る自己評価の取り組みが定着しており、改善や専門性の向上に努めている。開園当初と比べて年々園の方針や保育理念に対する職員の理解度が深まっている様子が窺われた。

マネジメントシステムの運用手順を定めた「保育園マニュアル」には、「園が求める人材」像を定義し、「人材確保のための取り組み内容」や「職員配置への考え方」等について明記されており、必要な人材に関する具体的なプランが確立している。

人事考課については、中期事業計画において、検討、原案作成、試行事業と段階を踏まえて実施する方針であり、職員の意欲向上、人材育成と処遇への反映を考慮する方向で、準備が進められている。毎年、職員から職務行動等に関する自己評価結果を提出させているものの、園として評価基準を明確化し、能力や業績に関する評価結果を個々の職員に対してフィードバックする取り組みには至っていない。基準に照らして何が不足しているか、どのように成長してほしいかについて、園として職員ごとに具体的に示すことにより、意欲の向上や育成につながる取り組みが期待される。

毎年6月と12月に職員アンケートを集約し、就業上の意向や担当クラスの希望などを聞き取り、必要に応じて個別面談を実施するなどを通じて、職場運営にいかすための取り組みが実施されている。フルタイム勤務の非常勤職員もおり、園としては希望があれば積極的に常勤職員に登用する方針であるものの、就業上の希望から非常勤職員のままでいたいという傾向も見られ、職員全体のレベルアップという点では課題となっている。

職員親睦会の設置運営などにより、職員の福利厚生の充実に努めている。

「保育園マニュアル」には、職員の能力向上のための取り組みとして、研修結果の評価や反省を行って方針や保育目標の達成に向けて研修計画を見直す手順等が明記されているものの、職員一人ひとりについて個別の教育・研修計画までは策定されておらず、個別的な指導、育成の取り組みの強化が求められる。通常、職員会議への参加は正規職員のみであり、職員会議で話し合われた内容や外部研修内容等の情報共有は文書回覧で行われる仕組みであることから、会議に参加していない他の職員との間で課題認識や研修成果がどれだけ共有化されているか、検証してみたい。常勤、非常勤等を問わず、できるだけ多くの職員が外部研修や園内研修に参加できるよう、さらなる工夫を期待したい。

実習生受入れマニュアルが策定されており、受入れに関する意義・目的を明文化し、事前のオリエンテーションで実習生の希望に合わせて実習計画を作成するなど、効果的なプログラムの提供に努めている。

### 3 運営・管理、社会的責任

	第三者評価結果
IV-17 中・長期計画が策定されている。	a・(b)・c
IV-18 中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	a・(b)・c
IV-19 事業計画の策定が組織的に行われている。	(a)・b・c
IV-20 事業計画が職員に周知されている。	(a)・b・c
IV-21 事業計画が保護者等に周知されている。	a・(b)・c
IV-22 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備し、取組を行っている。	(a)・b・c
IV-23 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	(a)・b・c
IV-24 子ども・保護者のプライバシー保護に関する規定・マニュアル等を整備している。	(a)・b・c
IV-25 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	(a)・b・c
IV-26 施設長自らの役割と責任を職員に対して表明している。	(a)・b・c
IV-27 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	(a)・b・c
IV-28 質の向上に意欲を持ちその取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-29 経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	(a)・b・c
IV-30 事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	(a)・b・c
IV-31 経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行っている。	(a)・b・c
IV-32 外部監査が実施されている。	a・b・(c)
IV-33 保護者からの意見等に対して迅速に対応している。	(a)・b・c

#### 評価所見

法人全体として平成24年度から5カ年間の中期事業計画が策定されており、施設整備や関連保育園の定員増の計画が着実に実行に移されている。町の子ども子育て会議等への参加を通じて地域の保育ニーズを的確に把握し、ニーズに対応する中期計画を策定しているものの、町内の子どもの総数の減少や、子ども子育て新制度の動向など、法人単独で解決できない環境変化の要因も大きく、中・長期的な収支展望を具体的に描くことは難しい状況であり、中・長期の収支計画までは策定していない。

毎年の事業計画は、内部監査、改善計画の策定等の継続的な改善活動を通じて翌年度の重点項目を明確化した上で策定されている。例えば、平成25年度は「保護者・地域との連携と参加」「園庭の環境整備」、平成26年度は「職員研修・人材育成」のための「年間研修計画の再編」「系列園と連携した研修・人事交換の仕組みづくり」「人事考課の検討」、「食育活動の強化」など、前年度の活動評価・反省に基づく事業計画の策定が組織的に行われている様子が強くうかがわれた。事業計画は職員への周知は十分に図られているものの、保護者等には行事計画を除いて配布されていないため、園として保育の質の向上のために毎年どのような重点課題を設定して活動しているのか、保護者等に理解を促す取り組みの強化が期待される。

年度末の保護者アンケートを通じて保護者の意向を把握し、結果や分析を踏まえ、改善計画等を作成し、次年度の満足度の向上へとつなげている。

「入園のしおり」等において苦情受付や発達相談等を常時実施していることを掲載し、保護者への周知を図っている。相談に関しては、どの職員でも対応可能なことを保護者に伝え、場所や時間も保護者の要望に合わせて設定するなど、保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。

保育の標準的な実施方法を定めた「保育マニュアル」の中に「プライバシー及び守秘義務規定」を明文化し、保育士倫理綱領や子どもの権利条約とセットにして保育士に配布しており、定期的に研修を行うことでその周知を徹底している。

玄関カウンターへの掲示や案内文書の配布等により苦情受付の仕組みを周知し、苦情解決の仕組みが整備されている。受け付けた苦情は苦情処理ファイルへと保管され、対応内容を本人にフィードバックしている。

園長を始めとする各職員の職務分掌は「保育園マニュアル」「職務分担表」等で規定され、年度ごとに職員会議等を通じて全体に明らかにしている。園長は内部監査の実施や改善計画書の作成を統括しているほか、保育日誌や指導計画等を通じて保育の質を把握、評価し、保育の質の向上に指導力を発揮している。法人全体の園長会議を開催し、事業経営をとりまく環境を的確に把握し、前年実績との比較等に基づいて経営や業務の効率化について評価、分析した上で改善が取り組まれている。

内部監査を実施することにより保育の質の向上を図るとともに、税理士等による助言・指導を受けて経営改善に努めているものの、法人の規模が小さいため、公認会計士や学識経験者等による外部監査までは実施していない。

「保育マニュアル」には、「保護者からの意見に対する対応」という項目で記録や報告、検討方法等を規定化しており、苦情や相談を園全体のものとして捉え、個別ケースごとに検討を行った上で園運営、保育内容にいかしていく基本姿勢が明確化されている。